

さいたま市保育士試験による資格取得支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この補助金は、保育士試験により保育士資格を取得し、市内の保育所等に保育士として勤務することが決定した者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を補助することにより保育士資格取得者の拡充を図り、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

2 この補助金の交付に関しては、予算の範囲内において行うものとし、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、市内に所在する次に掲げる施設又は事業（国又は地方公共団体が設置したものを除く。以下「対象施設等」という。）の設置者であって、保育士試験により保育士資格の取得を目指す者で、保育士試験合格後、対象施設等で保育士勤務することが決定した者（以下、「対象資格取得者」という。）を雇用する者とする。なお、対象資格取得者が雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による助成等を受けている場合は、本事業の対象としない。

- (1) 保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 認定こども園への移行を予定している幼稚園
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業のうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）第3章第2節に規定する小規模保育事業A型及び同章第3節に規定する小規模保育事業B型であって、児童福祉法第34条の15第2項の認可を受けたもの
- (5) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、児童福祉法第34条の15第2項の認可を受けたもの
- (6) 乳児院
- (7) 児童養護施設
- (8) 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号雇用均等・児童家庭局長通知）による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた認可外保育施設
- (9) 証明書の交付を受けていない認可外保育施設のうち、証明書の内容を同等以上満たしていると市が認める施設

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 この補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、保育士試験受験講座（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間及び昼間定時制のものをいう。）の受講に要する費用であって、保育士試験受験講座を開講している事業者（以下「講座実施事業者」という。）が証明する当該事業者に対して、対象資格取得者が合格した保育士試験の筆記試験日から起算して2年前の日が属する月の1日までに支払った入学料（講座実施事業者における受講の開始に際し、当該講座実施事業者に納付する入学金又は登録料をいう。以下同じ。）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。）をいう。以下同じ。）及び上記経費の消費税とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては補助対象経費としない。

- (1) その他の検定試験の受講料
- (2) 受講に当たり必ずしも要しない補助教材費
- (3) 補講費
- (4) 講座実施事業者が定める期間を超えて受講した場合に必要な費用
- (5) 講座実施事業者が実施する各種行事参加に係る費用
- (6) 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用
- (7) 受講のための交通費
- (8) パソコン、タブレット等の器材等に係る費用
- (9) クレジット会社に対する分割払い手数料又は金利
- (10) 補助対象者が第5条の規定による申請を行う時点で講座実施事業者に対して未納となっている入学料又は受講料

3 補助金の額は、対象資格取得者1名につき補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とし、150,000円を上限とする。

(補助金の交付要件)

第4条 補助金を交付する要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象資格取得者が保育士証の交付を受け、対象施設等に勤務することが決定していること。
- (2) 原則として、対象資格取得者が保育士の資格取得後1年以上対象施設等に勤務すること。

(受験対策学習費用支給申請書の提出)

第5条 補助対象者は、対象資格取得者が保育士証の交付を受けた後、対象施設等に勤務することが決定した日の属する月の末日（3月に勤務を開始した場合は、3月15日）までに、受験対策学習費用支給申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りでない。

- (1) 対象資格取得者が保育士証の交付を受けた後、対象施設等への勤務が決定

したことを確認できる書類

- (2) 講座実施事業者が補助対象経費について発行した領収書、講座実施事業者に対し補助対象者が振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「振込証明書類」という。）又はクレジット契約証明書（クレジット伝票の控に必要事項を付記したものを含む。）（以下「領収書等」という。）
 - (3) 対象資格取得者の保育士証の写し
- 2 領収書等には、次の事項が記載し、又は押印されていなければならない。
- (1) 講座実施事業者の名称
 - (2) 支払者名
 - (3) 領収額又はクレジット契約額
 - (4) 領収額又はクレジット契約額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）
 - (5) 領収日又はクレジット契約日
 - (6) 領収印
- 3 領収書等に訂正のある場合、講座実施事業者の訂正印のないものは無効とする。
- 4 補助対象者は原則として第3条に規定する補助対象経費を負担することとするが、やむを得ない理由により対象資格取得者が当該補助対象経費を負担した場合はこの限りでない。

（交付申請）

第6条 補助対象者は、さいたま市保育士試験による資格取得支援事業費補助金交付申請書（様式第2号）により市長が定める期限までに提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、さいたま市保育士試験による資格取得支援事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）を、不適正と認めるときは、さいたま市保育士試験による資格取得支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第4号）を補助対象者に対し通知するものとする。

（変更申請）

第8条 この補助金の交付の決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、申請内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、さいたま市保育士試験による資格取得支援事業費補助金変更交付申請書（様式第5号）を、第6条に掲げる書類のうち、変更に係る部分を添えて市長に提出しなければならない。

（変更決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、変更に係る内容を審査し、適正と認めるときは、さいたま市保育士試験による資格取得支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により補助対象者に対し通知するものと

する。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理後）、さいたま市保育士試験による資格取得支援事業費補助金実績報告書（様式第7号）により、次に掲げる書類を添付して速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 受験対策学習費用精算額報告書（別紙1）
- (2) 補助事業者が対象資格取得者に対し補助対象経費を負担した場合、負担したことを確認できる書類

(確定通知)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付額を確定し、さいたま市保育士試験による資格取得支援事業費補助金確定通知書（様式第8号）により補助対象者に対し通知するものとする。

(交付請求)

第12条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、さいたま市保育士試験による資格取得支援事業費補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(対象施設等での勤務期間)

第13条 補助金の交付を受けた対象資格取得者（以下、「対象者」という。）は、原則として資格取得後、1年以上補助事業者が設置する対象施設等に勤務しなければならない。ただし、勤務期間1年未満で当該対象施設等を退職した場合、補助事業者を経由して市長に理由書を提出し、市長がその内容を相当と認めた場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、対象者が、対象施設等に勤務を開始した日から起算して1年後の属する月の末日までに、対象者に係る次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 保育士証の交付を受け、勤務開始後1年間の雇用契約書又は労働条件通知書の写し
- (2) 保育士証の交付を受け、勤務開始後1年間の賃金台帳の写し

(対象者の責務)

第14条 対象者は、資格取得後、補助事業者が設置する対象施設等において3年間勤務するように努めなければならない。

(書類の整備等)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておく

なければならない。なお、対象者が対象経費を負担した場合は、補助事業者は対象者に当該補助金を支出したことがわかる書類を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月18日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所
 施設名
 設置者
 連絡先
 注

受験対策学習費用支給申請書

① 対象資格取得者氏名	フリガナ	生年 月日	年
			月 日 生（ 歳）
② 対象資格取得者住所	（〒 - ）		電話番号 （ ） -
③ 勤務先施設名		施設の 種類	
④ 勤務先住所	（〒 - ） さいたま市 区		電話番号 （ ） -
⑤ 講座実施事業者名称			
⑥ 講座実施事業者所在地	（〒 - ）		電話番号 （ ） -
⑦ 講座受講期間	年 月 日 ~		年 月 日
⑧ 学習に要した費用	入学料 合計	円、受講料 円	円
（備考）			

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所
施設名
設置者
連絡先
注

さいたま市保育士試験による資格取得支援事業費補助金交付申請書

標記について、下記のとおり補助金の交付をされるよう、さいたま市保育士試験による資格取得支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 その他（ ）

第 年 月 日
第 年 月 日

様

さいたま市長



さいたま市保育士試験による資格取得支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったさいたま市保育士試験による資格取得支援事業費補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払い方法 精算払い
- 3 交付の条件

この補助金は、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）によるほか、次によるものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) この補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業の完了日の属する会計年度の翌年度から5年間保管して置かなければならない。
- (5) 補助事業者が(1)から(4)により附した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

様式第4号（第7条関係）

第 年 月 日
号

様

さいたま市長



さいたま市保育士試験による資格取得支援事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度さいたま市保育士試験による資格取得支援事業費補助金については、下記のとおり不交付と決定したので通知します。

記

不交付決定の理由

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所
施設名
設置者
連絡先
注

さいたま市保育士試験による資格取得支援事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた、 年度さい
たま市保育士試験による資格取得支援事業費補助金について、その内容を変更し
たいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更内容
 - （1）変更前
 - （2）変更後
- 3 変更理由
- 4 添付書類 補助金交付申請書（様式第2号（第6条関係））に添付する書類のうち、変更に係る部分を添付すること。

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 年 月 日
第 年 月 日

様

さいたま市長



さいたま市保育士試験による資格取得支援事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度さいたま市
保育士試験による資格取得支援事業費補助金については、決定の内容の一部を下
記のとおり変更することとしたので通知します。

記

交付決定額 金 円

うち今回追加（減額）交付決定額 円

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所
施設名
設置者
連絡先
注

さいたま市保育士試験による資格取得支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付第 号で補助金の交付決定の通知を受けたさいたま市保育士試験による資格取得支援事業が完了したので、さいたま市保育士試験による資格取得支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 関係書類 受験対策学習費用精算額報告書（別紙1）
- 2 その他
（)

様式第8号（第11条関係）

第 年 月 日 号

様

さいたま市長



さいたま市保育士試験による資格取得支援事業費補助金確定通知書

年 月 日付第 号で補助金の交付決定の通知をしたさい
たま市保育士試験による資格取得支援事業費補助金については、年
月 日付で提出のあった実績報告書等に基づき、下記のとおりその額を確定し
たので、さいたま市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付要綱第11条
の規定により通知します。

記

- 1 補助金確定額 金 円
- 2 支払方法 精算払

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所
施設名
設置者
連絡先
注

さいたま市保育士試験による資格取得支援事業費補助金請求書

年 月 日付第 号で交付額が確定した、さいたま市保育士試験による資格取得支援事業費補助金を、下記のとおり請求します。

記

請 求 額 金 円

※ 補助金の口座振込金融機関名

金融機関名	本・支店名	口座番号	口座名義
		当座・普通	フリガナ

別紙 1

年 月 日

(宛先) さいたま市長

住 所
施設名
設置者
連絡先

注

受験対策学習費用精算額報告書

① 対象資格取得者氏名	フリガナ	生年 月日	年 月 日 生(歳)
② 対象資格取得者住所	(〒 -)		電話番号 () -
③ 勤務先施設名		施設の 種類	
④ 勤務先住所	(〒 -) さいたま市 区		電話番号 () -
⑨ 講座実施事業者名称			
⑩ 講座実施事業者所在地	(〒 -)		電話番号 () -
⑪ 講座受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
⑧ 学習に要した費用	入学料 合計	円、受講料 円	円
(備考)			